

委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度ふくしま×企業 地域共創・関係人口創出事業業務委託

2 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「令和8年度ふくしま×企業 地域共創・関係人口創出事業業務委託」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業の趣旨

CSR（企業の社会的責任）や人材育成等の観点で地方創生に関心が高い首都圏企業等を主なターゲットとし、福島県との関係構築を図るため、地域課題の解決を通じた「人材育成」及び「地域共創の価値創出」を切り口とした取組を実施することで関係人口の創出を図るもの。

本業務では、地域が単に支援を受ける側にとどまるのではなく、首都圏企業等に対して能動的にアプローチすることにより、地域課題の解決を通じて新たな価値を共に創出する「価値創造のパートナー」の形成を目指し、福島県を企業の人材育成、CSR 活動、及び共創実践のフィールドとして「法人版関係人口」を創出することで、長期的な経済波及効果の創出及び二地域居住や将来的な移住の促進に繋げることを目的とする。

4 用語の定義

(1) 価値創造のパートナー

企業や組織が単独では生み出すことが困難な新たな価値について、外部ステークホルダーと協働し共創を行う関係性をいう。

(2) 法人版関係人口

首都圏企業等が、単発的な交流に留まらず、地域課題の解決や価値共創に主体的かつ継続的に関与することで、福島県との間に組織対組織の関係性を構築した状態をいう。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 本業務の概要

乙は、本業務の目的達成のため、次の業務を実施するものとする。

- (1) 首都圏企業等の開拓及び参画企業の確保
- (2) 県内事業者の課題抽出及び共創テーマの設定
- (3) 企業版ふくしま共創「チャレンジプログラム」の企画・運営
- (4) 企業版ふくしま共創「実践プログラム」の企画・運営
- (5) 県内事業者による首都圏企業訪問（リバーズピッチ）の企画・実施
- (6) 首都圏における交流・発信イベントの開催
- (7) Web サイト等による情報発信
- (8) フォローアップ及び効果検証
- (9) その他必要な業務

7 委託業務の内容

(1) 首都圏企業等の開拓及び参画企業の確保

① 首都圏企業等の抽出及びリスト化

CSR(企業の社会的責任)や人材育成の観点から地域課題解決に関心の高い首都圏企業等(以下「首都圏企業」という。)に対して、本事業のプログラムを説明し、地域課題の解決

及び価値共創に主体的に参画する意思を有する企業（以下「参加企業」という。）を確保すること。また、首都圏企業から問い合わせがあった際には、本業務の制度を周知の上、随時相談対応すること。

乙は、参加企業を確保するための取り組み（首都圏企業の抽出、窓口のリスト化、スケジュール、関心分野等）について、具体的に提案すること。

※提案にあたっては、参加企業のリスト化は30社以上とする。

- ② 首都圏企業へのアプローチ及び参加意向の確認
- ③ 参加企業の選定及び参画調整

(2) 県内事業者の課題抽出及び共創テーマの設定

県内事業者、市町村及び関係団体等と連携し、企業との共創が見込まれる地域課題を整理すること。

乙は、県内事業者の課題抽出及び共創テーマの設定に関する取り組み（県内事業者の抽出、窓口のリスト化、スケジュール、関心分野等）について、具体的に提案すること。

※提案にあたっては、県内事業者のリスト化は30社以上とする。

(3) 企業版ふくしま共創「チャレンジプログラム」の企画・運営

首都圏企業が県内事業者の地域課題への理解を深めるための滞在型プログラムをコーディネートすること。滞在にあたっては、テレワーク環境を確保するとともに、単なる視察にとどまらず、地域との双方向の意見交換の機会を必ず1回以上設けるようコーディネートすること。

① オリエンテーションの実施

プログラム実施にあたっては、事前にオンライン打合せ及び現地確認等を行い、関係者との十分な調整を図ること。参加企業に金銭負担が発生する場合は、事前に内容及び金額の概算額を提示し、理解を得ること。また、情報発信のため、写真及び動画等の記録については、事前に参加企業の同意を得ること。

② 課題理解・現地視察等（フィールドワーク）の実施

③ 振り返り（アイデア創出など）

参加企業と地域双方の合意形成を支援し、体験後の進行管理を行うこと。

成果及び課題を整理し、関係者間で共有するとともに、広報への協力を得ること。

※参加企業：20社程度

※県内滞在期間は3泊4日程度／社（計800泊程度）とする。

※地域交流は原則1日とすること。

※想定するタイプは以下のとおり

ア 地域貢献型（課題解決に資する交流）

イ 研修・合宿型（越境体験）

ウ その他

※プログラム実施に係る移動手段の確保、リモートワークが可能な県内のビジネスホテル、ゲストハウス等を手配した上で、宿泊費は乙が宿泊先に直接支払いすること

(4) 企業版ふくしま共創「実践プログラム」の企画・運営

県内事業者の地域課題の解決に向け、首都圏企業の社員がチームを組んで実施する副業又はプロボノ等による活動（以下「プロボノ活動」という。）について、県内事業者との連携をコーディネートし、伴走して支援すること。

① プロジェクト型

首都圏企業の活動ニーズと県内事業者の課題をマッチングさせ、プロジェクトのテーマを設計し、運営すること。首都圏企業及び県内事業者の双方をフォローアップし、必要に応じてミーティングの設定・参加、成果報告会の開催及び来県に向けた調整を行うこと。

件数：6件以上

テーマ：県内事業者が実際に直面している課題であり、首都圏企業とともに解決に向けて取り組むことにより、地域活性化や関係人口の創出につながるテーマを設定すること。
また、活動に参画する県内事業者とのプロジェクトを通じて、地域活性化に取り組む若手人材の育成に寄与する内容としたプロジェクトを1件以上組成すること。

期間：テーマに応じて、3か月以上で設定すること

※プロジェクトの伴走支援を行うにあたり必要な経費（会議運営費、資料作成費、伴走支援等）の支出を行うこと。

※プログラム実施に係る事前調整のミーティング実施の他、移動手段の確保、リモートワークが可能な県内のビジネスホテルやゲストハウス等を手配した上で、交通費・宿泊費は乙が宿泊先に直接支払いすること

②スポット型

次のいずれかに該当するものを対象とする。

ア 本県の事業をきっかけとして、首都圏企業と県内事業者が主体的にプロボノ活動に取り組む、さらなる関係の深化や二地域居住等を検討している

イ その他、県内事業者の課題解決に資する取り組みかつ関係人口の創出に資する活動

※件数：5プロジェクト程度

※県内滞在期間は1泊2日程度/回（40泊）を想定

※プログラム実施に係る事前調整のミーティング実施の他、移動手段の確保、リモートワークが可能な県内のビジネスホテルやゲストハウス等を手配した上で、交通費・宿泊費は乙が宿泊先に直接支払いすること

(5) 県内事業者による首都圏企業訪問（リバースピッチ）の企画・実施

県内事業者等が首都圏企業を訪問し、地域課題の提示及び共同提案を行う「リバースピッチ（逆訪問）」を実施すること。

① 訪問先企業・県内事業者の選定及び訪問計画を策定すること。

② 訪問にあたり、成果報告資料及び提案資料を作成すること。

③ 訪問後のフォローアップを行い、共創の具体化に向けた調整を支援すること。

※訪問回数は2社程度（県内事業者 計5社程度）を目安とする。

※県内事業者の首都圏訪問に要する交通費・宿泊費は委託料より支出すること

(6) 首都圏における交流・発信イベントの開催

支援プログラム参加企業及び関心企業を対象とした交流イベントを開催し、企業間のネットワーク形成及び新規企業の掘り起こしを図ること。

① 開催回数は1回以上とする。

② 開催形式は対面を基本とし、必要に応じてオンライン併用とする。

③ 内容は、法人版関係人口の事例共有、パネルディスカッション、ネットワーキング等を含むものとする。

※参加者数は50名以上を目標とする。

※開催場所：都内の会議室又はイベントスペースを想定。

※周知に必要なクリエイティブ制作を行うこと。

(7) Webサイト等による情報発信

本業務の成果について、WEBサイト等を活用し広く発信すること。

① 企業の取組事例をわかりやすく紹介すること。

② 情報発信にあたっては、参加企業の同意を得ること。

③ 既存サイト「<https://fukushima-kurashi.com/>」を活用する場合は、掲載企業数の増加を踏まえ、検索性及び情報到達性の向上を目的として、企業別、分野別、取組内容別等による体

系的な整理及び検索機能の整備を行うなどして、リニューアルの内容を提案すること。

(8) フォローアップ及び効果検証

参加企業に対しアンケート調査及びヒアリング等を実施し、本事業の効果検証を行うこと。

- ① 継続関係構築の状況を把握し、定量・定性両面から成果を分析すること。
- ② 分析結果を甲に報告するとともに、次年度以降の展開に資する提案を行うこと。

(9) その他必要な業務

- ① 企業開拓活動及び成果発信に必要な広報資材を作成すること。
- ② 事業実施スケジュールの進捗管理を適切に行うこと。
- ③ 市町村及び関係団体等との円滑な連絡調整を図ること。
- ④ ふくしまぐらし推進課の他事業における事業者とも連携の上、実施すること。

8 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事業着手前に書面で甲に報告し、甲との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。
- (3) 乙は、各業務において主たる責任者を定め、甲の担当者と緊密に連絡をとり、十分な打合せを行うこと。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における甲の職員の旅費及び甲が行う広報経費等甲が対応すべきものは除く。

10 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

- (1) 実績報告書
本業務の実施内容を記載した実績報告書（A4サイズ）を1部作成し、電子データ（PDF等）と併せて提出すること。
- (2) その他、甲が必要と認める資料

11 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更
乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 業務内容の数量未達の場合の対応
委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容の活動に変更、又は委託料の減額を行うものとする。
- (3) 仕様書記載外の事項
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

12 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。